

大月市定住促進中古住宅取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の定住人口の増加及び地域の活性化に資するため、市内に定住する意思をもった中古住宅の取得者に対し、予算の範囲内において助成する大月市定住促進中古住宅取得助成金（以下「助成金」という。）について、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に市内に住宅を有し、その所在地が住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、構造上及び利用上の独立性を有するものをいい、自己の居住の用に供する建築物（他の用途を併用している建築物で延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供しているもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）をいう。
- (3) 中古住宅 住宅のうち、居住部分の床面積が50平方メートル以上のものであって、建物登記簿の建築年月日から起算して3年以上経過しているもの又は過去に住居として使用されたものをいう。
- (4) 中古住宅の取得 購入した中古住宅の所有権保存登記、又は移転登記が完了したことをいう。
- (5) 子ども 中古住宅の取得者と同一世帯に属する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (6) 親 中古住宅の取得者と同一世帯に属する父母、又は配偶者の父母をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることのできる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録された市内の中古住宅の取得者であること。
- (2) 世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- (3) この要綱による助成を受けたことがないこと。

(助成対象となる中古住宅)

第4条 この要綱による助成対象となる中古住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、平成28年3月1日以降に所有権保存登記又は移転登記が完了したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中古住宅の取得については、交付の対象としないものとする。

- (1) 別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等営利を目的とする住宅
- (2) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅
- (3) 3親等内の親族から取得した住宅

(4) 当該住宅が公共工事等に伴う移転補償等の補てんを受けて取得した住宅
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大月市定住促進中古住宅取得助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、所有権を移転した日から起算して3箇月を経過する日までに市長に提出しなければならない。ただし、書類の提出が困難である特別な理由がある場合は、その理由書をもって代えることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 市税等に滞納がないことの証明書（納税証明書又は非課税証明書）
- (3) 建物の登記事項証明書
- (4) 助成対象住宅の案内図
- (5) 居住用面積が確認できる書類（建物平面図等）
- (6) 助成対象住宅の売買契約書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 助成対象住宅が共有名義であるときは、当該共有名義に係る共有者のうち1人を代表者とし、大月市定住促進中古住宅取得助成金に係る共有名義者同意書（様式第2号）により、当該代表者が他の共有者の同意を得た上で提出しなければならない。

(交付額の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、大月市定住促進中古住宅取得助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第8条 前条の助成金の交付決定の通知を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、大月市定住促進中古住宅取得助成金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査の上、助成金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に偽りその他の不正があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が取消しが相当と認める事由があったとき。

2 市長は、助成金の交付決定を取り消したときは、助成金の交付決定者に対し、大月市定住促進中古住宅取得助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることが

できる。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命ずる場合は、大月市定住促進中古住宅取得助成金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

第2条 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに

第7条に規定する交付決定された助成金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分1	区分2	助成金の額
基本助成金	購入価格の100分の1を乗じた額（ただし、1,000円未満を切り捨てる。）	70,000円を限度とする。
配偶者加算	配偶者がいる場合	20,000円
子ども加算	子どもが1人いる場合	30,000円
	子どもが2人いる場合	60,000円
	子どもが3人以上いる場合	90,000円
親同居加算	親と同居する場合	20,000円

備考 助成金の算出方法は、上表のとおり基本助成金に配偶者、子ども及び親同居の加算金を加えた額となるが、算出された助成金の額が、中古住宅を取得した購入価格を超える場合は、その中古住宅の購入価格を交付額とする。